別表四の二付表　令三・四・一以後終了連結事業年度分

個別所得の金額の計算に関する明細書

【No.９】１③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.92】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.79】役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.48】別表八（二）の 27 欄の金額を加算していますか。
【No.76】損益計算書上の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
【No.82】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

【No.２】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】前連結事業年度以前に連結所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当連結事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.18】別表五の二（二）付表の５、10、15 及び 24～29 の⑤欄でプラス表示している金額を 14 欄、17 欄及び 19 欄で加算していますか。
【No.20】別表五の二（二）付表の 19 の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.19】別表五の二（二）付表の５、10 及び 15 の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを 24 欄又は 25 欄で減算していますか。
【No.20】別表五の二（二）付表の 19 の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を 23 欄等で減算していますか。
【No.21】別表五の二（二）付表の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

			処分		
			留保 ②	社外流出 ③	
	当期利益又は当期欠損の額	1	円	配当	円
				その他	
加算	減価償却の償却超過額	2			
	役員給与の損金不算入額	3			
		4			
	○ ○ ○	5			
	小計	6			
減算	減価償却超過額の当期認容額	7			
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	8			
	受贈益の益金不算入額	9			
	適格現物分配に係る益金不算入額	10			
	○ ○ ○	11			
	小計	12			
	仮計 (1)＋(6)－(12)	13			
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	14			
	損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	15			
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）の負担額	16			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17			
	損金経理をした納税充当金	18			
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	19			
	小計	20			
減算	収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額	21			
	収益として経理した附帯税（利子税を除く。）の受取額	22			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	23			
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24			
	所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25			
	小計	26			
	仮計 (13)＋(20)－(26)	27			
	受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八の二付表「1」）	28	△		
	交際費等の損金不算入額の個別帰属額（別表十五の二「22」又は「23」）	29			
	仮計 ((27)から(29)までの計)	30			
	対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額（別表十七の二（一）「33」）	31			
	連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額（別表十七の二（二）付表一「８の計」）	32	△		
	仮計 ((30)から(32)までの計)	33			
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△		
	寄附金の損金不算入額の個別帰属額（別表十四の二「36」）	35			
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額（別表十の二（一）「７」又は「12」又は（別表十（二）「８」のうち帰せられる金額））	36	△		△
	法人税額から控除される所得税額の個別帰属額（別表六の二（一）「22」）	37			
	税額控除の対象となる個別外国法人税の額（別表六（二の二）「７」）	38			
	分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（別表六の二（二の二）「24」＋別表十七（三の六）「９」）	39			
	連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「10」）	40			
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十（四）「20」、「21」又は「23」）	41			
	仮計 (33)＋(34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)＋(40)±(41)	42			
	契約者配当の益金算入額（別表九（一）「13」）	43			
	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額（別表七の二付表二「12」）	44			
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45			
	仮計 ((42)から(45)までの計)	46			
	連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額（別表七の二付表一「19の計」＋（別表七の二付表四「９」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」））	47			
	仮計 (46)＋(47)	48			
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（一）「43」）	49			
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十一（一四）「10」）	50			
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十四）「13の計」）	51	△		
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十一（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十一（十五）「12」）	52	△		
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十の二（二）「20」－「17」）	53		※	
	残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	54	△	△	
	個別所得金額又は個別欠損金額	55		外 ※	